

ID: 3005

担当部署: 企画課

処分の概要	残余財産譲渡の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第32条第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
【基準】			
法第32条第2項の規定による。 (残余財産の帰属)			
第32条			
2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日